

令和8年度

伊勢崎市創業促進・事業承継サポート補助金

「伊勢崎市中小企業・小規模企業振興基本条例」の基本理念に則り、市内における創業及び事業承継を促進し、地域経済の持続的な発展のため、**市内でこれから創業または事業承継をする人**に対して、**予算の範囲内**においてその経費の一部を補助します。

市HP→



いせ咲く。

Seeds to bloom

【申請期間】

※申請期間内でも予算に到達した時点で受付を終了します。

令和8年4月1日（水）から令和9年1月29日（金）まで

【申請区分】	補助率	補助上限額	申請できる人	摘要
市内で創業	1 / 2	100万円	・裏面「補助の対象となる人」をご覧ください。	まちなかでの創業は50万円加算が適用
まちなかで創業		150万円		
まちなかで事業承継		100万円	・まちなかで10年以上事業を営む中小企業者の経営を引き継ぎ、設備の更新等を行う人 ・裏面「補助の対象となる人」をご覧ください。	まちなかでの親族内承継、従業員承継が補助対象

※まちなか＝「伊勢崎市中心市街地活性化基本計画」及び「境町中心市街地活性化基本計画」区域内（JR伊勢崎駅の周辺と東武伊勢崎線境町駅の周辺）。詳細は市ホームページをご確認ください。

※M&A等の第三者承継は補助対象になりません。

【補助対象経費】

- **事業所改装費** 事業所の開設に必要な工事費用（※工事経費の合計が税抜10万円以上）
- **備品購入費** 事業の実施に必要な備品の購入費用（※備品の単価が税抜3万円以上）
- **販売促進費** 広告宣伝費、チラシやホームページの作成費用など（※合計額の税抜40万円までが補助対象）

具体例	対象となるもの	対象とならないもの
事業所改装費	事業所の内外の改装、空調や照明等の建物附属設備の設置、看板の設置、事業所に隣接する駐車場の舗装 など	新築に係る工事、不動産の取得、その他外構工事、太陽光発電設備の設置、薬剤防除、法令等に適合しない建築物に係る工事、DIY など
備品購入費	工具器具備品（工事道具、調理機器、理美容機器、医療機器、自動精算機、商品陳列棚、顧客用の応接セット等）、特定業務用の専門性の高いソフトウェア など	汎用性の高い備品（車両・運搬具、パソコン、タブレット、プリンタ、その他OA機器等）、一般家電製品、事務用品、消耗品、それ自体を商材とするもの、システムの維持管理費用、サブスクリプション費用など
販売促進費	広告（新聞・雑誌・インターネット・SNS）、パンフレット・チラシ・ショップカードの作成・印刷、のぼり旗の作成、ホームページの作成 など	求人のための広告、チラシ・ホームページ等を自分で作成するための紙・インク・ソフトウェア等、既設のホームページの維持管理費用、郵送料、名刺 など

※1 原則、市内の事業者へ発注（見積書・請求書・領収書）するものに限りです。

※2 この補助金の交付決定日以前に着手（契約や発注、着工等）したものを、国等の他の補助金の対象となるものは除きます。

※3 補助事業の計画等の内容と照らし合せ、必要性が認められないもの、経済的に合理性を欠くものは補助対象経費から除きます。

※4 この補助金により取得したものは、台帳を備えるとともに、補助事業等の完了した日の属する会計年度の終了後3年を経過する日まで適切に管理する必要があります。また処分には市の事前承認が必要です。

※5 消費税等の公租公課は補助対象経費から除きます。

【交付申請書類】 手続きの流れ①

共通書類

- 交付申請書（様式第1号）
 - 補助対象経費に係る見積書の写し ※有効期限内のもの
 - 事業所改装費の場合：工事内容が確認できる設計書・図面等の写し、工事予定箇所の写真
 - 備品購入費、販売促進費の場合：カタログ・仕様書等の写し
 - 補助事業に係る事業所の位置図
 - 事業所の現況の内外観の写真
- ※事業所が店舗併用住宅の場合、事業所部分を明示した間取り図も提出
- 市税の完納証明書の原本
- ※3か月以内に発行されたもの、市役所本館1Fの税総合窓口等で取得可
- 誓約書兼同意書（様式第4号）

※交付決定後に、内容を変更する場合

- ◆ 変更が生じる場合は、必ず事前にご相談ください。
- ◆ 市による変更の事前承認を受けていない経費は、補助対象経費として認められません。

※内容変更可能時期：裏面【手続きの流れ】②→③の間

創業の場合の追加書類

- 創業計画書（様式第2号）
- 伊勢崎市特定創業支援等事業による支援を受けたことの証明書の写し

事業承継の場合の追加書類

- 事業承継計画等の確認書（様式第3号）
 - 直近の確定申告書の写し
- 個人事業者は、第一表、第二表、青色申告決算書／収支内訳書
会社は、法人税申告書の別表一、別表二、法人事業概況説明書
- 会社の場合：直近の決算報告書の写し
- うち表紙、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書
- 会社の場合：登記事項証明書の写し
- ※3か月以内に発行されたもの
- 親族内承継の場合：親族関係図（任意様式）
 - 従業員承継の場合：対象従業員が確認できる貸金台帳等の写し ※役員の場合は登記事項証明書で確認

【実績報告書類／補助金請求書類】 手続きの流れ⑧

共通書類

実績報告書類

- 実績報告書（様式第8号）
- 補助対象経費に係る請求書の写し
- 補助対象経費に係る領収書の写し
- 事業所改装費の場合：工事の経過（工事中・工事後）の分かる写真
- 備品購入費の場合：購入した備品の写真
- 販売促進費の場合：成果物又はその内容が分かるもの
- 事業に必要な法令等に基づく資格・許認可の写し
- 個人事業者で申請時に市外住所であった場合：伊勢崎市での住民票の写し

補助金請求書類

- 交付請求書（様式第10号）
- 通帳の写し（振込先情報が確認できる部分）

交付申請者＝補助対象経費の負担者のため、以下の名義は全て一致していることが原則です。

- ・見積書、請求書、領収書の宛名
- ・補助金の交付請求書、振込先口座の名義 など



創業の場合の追加書類

- 個人事業者の場合：税務署の受付が確認できる開業届の写し
 - 会社の場合：登記事項証明書の写し
- ※3か月以内に発行されたもの

事業承継の場合の追加書類

- 個人事業者の場合：税務署の受付が確認できる現経営者の当時の開業届と廃業届の写し、後継者の開業届の写し
- ※開業（事業の引継ぎを受けた場合は、受けた先の住所・氏名）、廃業（事業の引継ぎ（譲渡）による場合は、引き継いだ（譲渡した）先の住所・氏名）の欄が記入されたもの
- 会社の場合：登記事項証明書の写し
- ※3か月以内に発行されたもの、現経営者から後継者への代表者の変更がわかる内容のもの

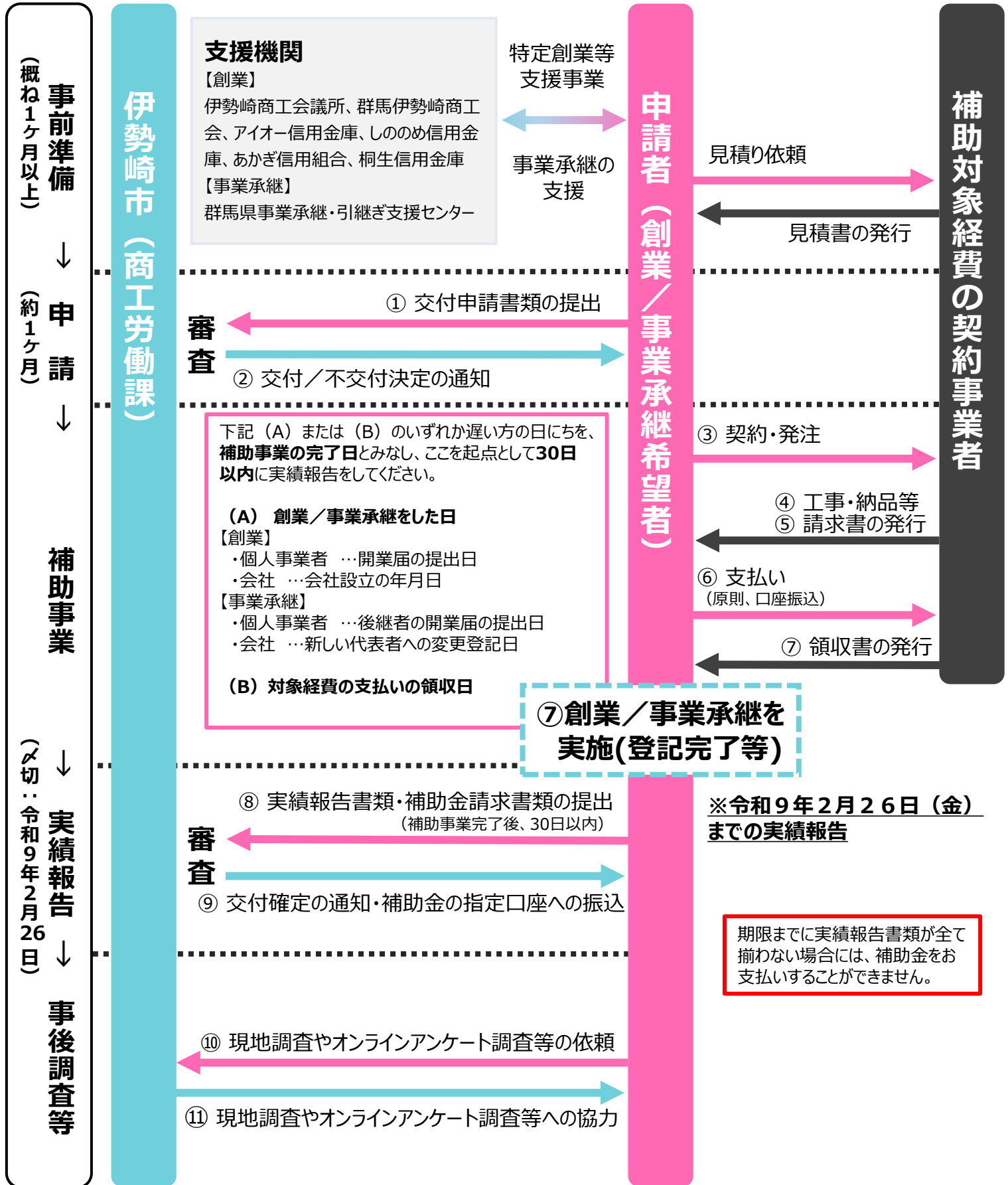
税務署の受付が確認できる開業・廃業届の写しについて

税務署では令和7年1月から提出書類の控えへの收受日付印の押なつを行っていません。このことから、この取り扱いについて以下のとおり例示します。

- ◆ 国税庁のe-Tax（電子申告システム）での「受信通知」および「申告書の控え」を出力したもの
- ◆ 開業等の届出の副本（※正本と相違ない旨、申請者の氏名等を自署したもの、マイナンバーが印字されていないものに限る）
- ◆ 税務署から配布されるリーフレットのみの提出は不可

【手続きの流れ】

※補助金の申請に、支援機関による支援が必要となるため、事前に下記の支援機関へご相談ください。



※特定創業支援等事業の支援を受けたことの証明書は、伊勢崎市（商工労働課）で発行します。

※事業承継の支援を受けたことの証明書は、群馬県事業承継・引継ぎ支援センターで発行します。

※特定創業支援等事業の支援に係る期間は、概ね約1ヶ月を要します。

※申請書の書類審査には所定の時間を要しますので、余裕をもって申請してください。

【補助の対象となる人】 ※次の要件をすべて満たす人が、対象です。

共通

- 伊勢崎市内で令和9年2月26日（金）までに創業又は事業承継をする者
- 市税を滞納していない者
- 個人事業者の場合:創業又は事業承継までに**伊勢崎市内に住民登録がある者**
- 会社の場合:創業又は事業承継までに会社の代表者として、伊勢崎市内に本店の設立登記を行う者
- 創業又は事業承継までに、事業に必要な法令等に基づく資格又は許認可を取得する者
- 創業又は事業承継後、3年以上継続して事業を行う具体的な計画を有し、原則として週30時間以上営業する者
- 国や県、伊勢崎商工会議所、群馬伊勢崎商工会、近隣商店街等への情報提供、市ホームページで創業・事業承継の情報を公開することに同意する者
- 伊勢崎市暴力団排除条例第2条第3号、第4号の規定に該当しない者
- 過去に1度もこの補助金又は伊勢崎市創業促進サポート補助金の交付を受けていない者
- 原則として伊勢崎市電子地域通貨「ISECA」の加盟店になる意思がある者

創業の場合

- 事業を営んだことがない個人
- 他の法人の代表又は役員の職にない者
- 事業承継を行わず創業する者
- 伊勢崎市創業支援等事業計画に基づく**特定創業支援等事業の支援を受けた者**

※事前に下記の支援機関へご相談ください。

【創業相談】随時実施

- 伊勢崎商工会議所 ☎0270-24-2211
- 群馬伊勢崎商工会 ☎0270-62-2580

【創業セミナー】特定期間内で実施

- アイオー信用金庫 営業推進部 ☎0270-30-5017
- あかぎ信用組合 営業支援部 ☎0270-25-5414
- しのめ信用金庫 法人営業部 ☎027-330-1177
- 桐生信用金庫 伊勢崎県央ブロック本部 ☎0270-21-1717



事業承継の場合

- 親族内承継又は従業員承継をする者
- みなし大企業に該当しない会社
- 群馬県事業承継・引継ぎ支援センターの支援を受けた者**

※事前に下記の支援機関へご相談ください。

用語の解説

- 創業** 事業を営んだことがない個人が所得税法（昭和40年法律第33号）第229条に規定する開業等の届出を提出すること又は新たに会社を設立登記し、その代表者となることをいう。
- 特定創業支援等事業** 産業競争力強化法（平成25年法律第98号）に基づく、経営、財務、人材育成、販路開拓の知識を習得するために支援機関によって行われる継続的な支援のこと。原則、4回以上で1ヶ月以上の期間で実施。
- 会社** 会社法（平成17年法律第86号）第2条第1号に規定する会社をいう。
- 事業所** 市内において自らが事業の用に供する店舗、事務所等をいう。
- 中小企業者** 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する会社と個人事業者のことをいう。
- 個人事業者** 所得税法（昭和40年法律第33号）第229条の規定にする開業等の届出を提出した者をいう。
- 事業承継** 「中心市街地活性化基本計画」区域内の中小企業者において、10年以上継続して営まれる事業が、現経営者から後継者へ、有機的・一体的に機能する経営資源等が受け継がれることをいう。
- 親族内承継** 民法（明治29年法律第89号）第725条に規定する親族を後継者として行われる事業承継のことをいう。
- 従業員承継** 同一の中小企業者内において、親族以外の役員又は従業員を後継者として行われる事業承継のことをいう。



群馬県事業承継・引継ぎ支援センター
【（公財）群馬県産業支援機構】

〒379-2147
群馬県前橋市亀里町 884-1
群馬産業技術センター内
☎ 027-265-5040



【補助の対象外の事業】 ※次のいずれかに該当する事業を実施しようとし、又は実施している人は補助の対象外です。

- 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第5項に該当する事業（**性風俗関連特殊営業**）
- 日本標準産業分類に定める**農業、林業及び漁業**に該当する事業
- フランチャイズ契約またはこれに類する契約に基づく事業**
- 会社法第2条第3号の2に規定する**子会社等**が行う事業
- その他市長が適当でないと認める事業

【問合せ・申請書等の提出先】

伊勢崎市 産業経済部 商工労働課 商工振興係 ☎0270-27-2754（直通）